

議案第3号

関市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部改正について

関市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年2月17日提出

関市長 山下清司

提案理由

行政財産において物品の販売等を行う場合の使用料を改定するため、この条例を定めようとする。

関市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例

関市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例（平成6年関市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1建物の部中3の項を削り、4の項を3の項とし、5の項を4の項とし、6の項から8の項までを削り、9の項を5の項とし、10の項から33の項までを削り、同部34の項中「自動販売機」を「自動販売機 現金自動支払機」に改め、同項を同部6の項とし、同項の次に次の1項を加える。

<p>(7) 建物の使用で前各項以外のもののうち、物品の販売又は飲食料品を飲食させる等の役務の提供の用に供するもの</p>	<p>1月につき 当該年度における建物の地方税法（昭和25年法律第226号）第388条第1項に規定する固定資産評価基準により算出した価格の1平方メートル当たりの価格（以下「価格」という。）に当該建物の使用面積を乗じた額に100分の12を乗じた額と土地の価格に当該使用面積を乗じた額に100分の5.5を乗じた額とを合計した額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p>
---	---

別表第1建物の部中35の項を削り、36の項を8の項とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の行政財産の使用に係る使用料について適用し、施行日前の行政財産の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 施行日から令和13年3月31日までの期間における行政財産の使用（改正後の別表第1建物の部7の項に規定する使用に限り、施行日の前日から引き続き当該行政財産の使用の許可を受けている場合に限る。）に係る1月当たりの使用料の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる当該行政財産の使用に係る期間の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を限度とする。

(1) 施行日から令和9年3月31日まで 改正前の別表第1に定める当該行政財産に係る1月当たりの使用料の額（同表に定める額が1月当たりの額でない場合にあっては、当該額を1月当たりの額に換算した額）に1.15を乗じた額

(2) 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで 前号に定める額に1.15を乗じた額

(3) 令和10年4月1日から令和11年3月31日まで 前号に定める額に1.15を乗じた額

(4) 令和11年4月1日から令和12年3月31日まで 前号に定める額に1.15を乗じた額

(5) 令和12年4月1日から令和13年3月31日まで 前号に定める額に1.15を乗じた額